

## 別紙

### 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善」について

#### 1 行政相談及び行政相談委員意見の要旨

##### (行政相談の要旨)

私は、令和2年8月に、A県a市の支所において、戦没者等の遺族に対する第11回特別弔慰金を請求した(9月にa市からA県に提出)。

受付窓口では、口頭により、支給<sup>(注1)</sup>は令和3年4月以降との説明があった。

生活資金として期待していたことから、令和3年3月になり、A県に支給がいつになるか私から直接問い合わせたところ、現在、2年7月に県に提出があった方の書類を審査中であり、8月請求の方については、年明け頃になるとの回答があった。

当初、受付窓口で聞いた説明と、実際に国債が交付されるまでの期間が異なっているし、早く支給してほしい。

##### (行政相談委員意見<sup>(注2)</sup>の要旨)

令和2年4月から、戦没者等の遺族に対する第11回特別弔慰金の請求受付が始まった。A県及びa市に確認したところ、特別弔慰金は、①居住地の市町村援護担当課に請求書を提出した後、②都道府県による裁定、③厚生労働省による国債発行請求、④財務省による国債発行決定、⑤日本銀行による国債発行などを経る上、一時に多数の方が請求するため、請求から国債の交付まで、おおよそ1年以上の期間を要するものとされている。

国債の交付まで長期間を要し、また、請求者のほとんどが高齢者であるにもかかわらず、市町村によっては、請求受付時に、国債交付までの期間について、口頭で案内するにとどまっている。請求者の手元には、特別弔慰金を請求したことを確認できる書類が何も残らず、1年超の期間、何の連絡もないため、いつ国債が交付されるのか請求者に不安を感じさせるものとなっている。

他方、請求者の手元に残るように、特別弔慰金の請求受付時に受付票を交付し、その中で、国債が交付されるまで1年を超えてお待ちいただくことがあることを明記している市町村もある。

いずれの市町村においても、特別弔慰金の請求から国債交付まで一定の期間を要することを踏まえ、請求者の手元に残るように、請求受付時に受付票を交付し、その中で国債の交付までの期間を説明する必要があるのではないか。

(注)1 「支給」とは、国債の交付のことである。

2 行政相談委員意見：行政相談委員は、相談活動を通じて得られたさまざまな行政

運営上の改善についての意見を総務大臣に述べることができる（行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条）。

行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）（抜粋）

（意見の陳述）

第四条 委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる。

## 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給制度の概要

### (1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）第 3 条に基づき、戦没者等の遺族（子、兄弟姉妹等）には特別弔慰金（額面 25 万円、5 年償還の記名国債（無利子））が支給され、現在、令和 2 年 4 月 1 日を基準日として、2 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日までを受付期間とする第 11 回特別弔慰金の請求受付が行われている。

請求から国債発行までの流れは、以下①から⑥の手続を経て、戦没者等の遺族に国債が交付される。

- ① 請求者による請求書の居住市町村援護担当課への提出
- ② 市町村による請求書の都道府県への送付
- ③ 都道府県による裁定<sup>(注)</sup>
- ④ 厚生労働省による国債発行請求
- ⑤ 財務省による国債発行決定
- ⑥ 日本銀行による国債発行

(注) 戦没者等の除籍時都道府県が審査・裁定するが、請求者の居住都道府県と戦没者等の除籍時都道府県が異なる場合、居住都道府県に請求書が提出された後、除籍時都道府県に送付され、審査されることとなる。

なお、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和 40 年政令第 183 号）第 4 条により、請求書の経由及び特別弔慰金を受ける権利の裁定に関する都道府県及び市町村の事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされている。

### (2) 厚生労働省の取組状況

総務省行政評価局は、第 10 回特別弔慰金の支給の際、請求後 1 年近く経過したが、何の連絡もないとの相談が全国の行政評価事務所（当時）等に多く寄せられたことを受け、行政苦情救済推進会議で検討し、その結果を踏まえ、平成 29 年 1 月、厚生労働省に対し、①特別弔慰金の支給までのおおよその期

間を案内することの周知、②受付票（請求書を受け付けた旨が記載された書面）又はこれに代わる書面（以下「受付票等」という。）を交付する取組例の周知などを行うよう、あっせんしている。

これを受け、厚生労働省は、都道府県に対し、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善について（依頼）」（平成29年2月3日付け社援発第0203第1号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）を発出し、①特別弔慰金の支給までのおおよその期間を案内すること、②受付票等の交付の実施を検討することなどを要請している。

一方、「第11回特別弔慰金事務処理マニュアル」（厚生労働省社会・援護局援護・業務課）には、請求書の受付について、「請求者は御高齢な方も多いので、請求手続の説明等を行う際は丁寧にきめ細やかな対応をお願いします。」としているものの、①特別弔慰金の支給までのおおよその期間を案内すること、②受付票等を交付することについての記載はない。

### 3 本件に係る調査結果

今回の行政相談があったA県を管轄する行政監視行政相談センターは、相談を受け、特別弔慰金の請求受付時における国債交付までの期間に係る説明の内容及び方法について、A県の抽出市を調査した。その結果、請求者の不安軽減等のために受付票を交付し、国債交付までの期間を丁寧に説明する市がみられたため、A県に対し、市町村における期間の説明の内容及び方法について、受付票を交付している市の例を提示するなどして、情報提供を行った。これを受け、A県は、令和3年7月、県内の市町村長に対し、特別弔慰金の請求受付時に受付票を交付し、請求書受付から国債交付までのおおよその期間を丁寧に説明するよう配慮を求める通知を発出している。

このため、今回、当局における調査対象機関は、A県を除く東北5県（以下「調査対象5県」という。）及び当該5県の26市（支所等を含む。以下「調査対象26市」という。）とし、①調査対象26市に対し、特別弔慰金の請求受付時における受付票等の交付状況等を調査するとともに、②調査対象5県における市町村に対する請求から国債交付までの期間に係る案内の要請状況等を調査した。その調査結果の詳細は、以下のとおりである。

#### (1) 県から市町村に対する請求から国債交付までの期間に係る案内の要請状況

市町村に対する請求から国債交付までの期間に係る案内の要請状況については、調査対象5県のうち4県が当該期間等を案内するよう依頼していた。その方法は、図表1のとおり、①受付票等の様式に具体的な期間を明示し、市町村に示している県が2県、②市町村事務担当者説明会において口頭で要

請している県が1県、③受付票等の様式は作成していないが、年に数回、市町村に対し、県に進達した時期ごとの国債交付見込時期について文書を送付し、必要に応じ、請求者に情報提供するよう要請しているほか、毎月、受付及び裁定の状況について情報提供している県が1県であった。

なお、事務担当者説明会資料等には、期間の案内についての記載はなく、口頭で要請したかどうかは不明としている県が1県みられた。

図表1 市町村に対する請求から国債交付までの期間に係る案内の要請状況

(単位：県)

要請状況	
要請している	4
受付票等の様式に具体的な期間を明示し、市町村に提示	2
市町村事務担当者説明会において、国債交付までに時間がかかることを請求者に伝えるよう口頭で要請	1
受付票等の様式は作成していないが、年に数回、市町村に対し、県に進達した時期ごとの国債交付見込時期について文書を送付し、必要に応じ、請求者に情報提供するよう要請、等	1
要請していない	0
不明（事務担当者説明会資料等には、期間の案内についての記載はなく、口頭で要請したかどうかは不明）	1

(注) 当局の調査結果による。

(2) 県における受付票等の様式の作成状況及びその内容

調査対象5県における受付票等の様式の作成状況及びその内容については、図表2のとおり、B県が作成した受付票の様式は、①受付日の押印欄、②請求から国債交付までの期間及び③事務フローが記載されている（別添資料1参照）が、その他の受付票等の様式を作成している3県（C県、D県及びE県）については、①から③までの全てが網羅されるものとはなっていない。

図表2 調査対象5県における受付票等の様式の作成状況及びその内容

県名	受付票等の様式の作成状況	受付日の押印又は記載欄の有無	請求から国債交付までの期間の明示	事務フローの掲載状況
B県	有（受付票様式）	有	有（国債交付までの所要期間（1年～1年半程度）と事務フロー別の所要期間を記載）	有
C県	有（市町村受付時配布用チラシ）	無	有（県の審査で数か月～1年半程度、国債交付までさらに3～4か月程度と記載）	無

D 県	有 (受付票様式)	有	無 (しばらくと記載)	有
E 県	有 (市町村受付時配布用チラシ)	無	無 (しばらくと記載)	有
F 県	無	—	—	—

(注) 当局の調査結果による。

### (3) 市における請求者に対する受付票等の交付状況

#### ア 受付票等の交付状況

調査対象 26 市における請求者に対する受付票等の交付状況については、図表 3 のとおり、交付している市が 20 市、交付していない市が 6 市となっている。交付している 20 市における受付票等の状況については、①県が作成した受付票等の様式を活用している市が 13 市、②県が作成した受付票等の様式に修正を加えて活用している市が 3 市、③県が作成したチラシの様式のほか、市独自に作成した受付票等を交付している市が 1 市、④市独自に作成した受付票を交付している市が 3 市となっている。

図表 3 市における請求者に対する受付票等の交付状況

(単位：市)

区分	県・市	市数					計
		B 県	C 県	D 県	E 県	F 県	
交付している		4	3	4	7	2	20
	①県作成の受付票等の様式を活用	3	1	4	5	—	13
	②県作成の受付票等の様式を修正	1	0	0	2	—	3
	③県作成のチラシのほか、市独自に作成した受付票等を活用	0	1	0	0	—	1
	④市独自に作成した受付票の様式を活用	0	1	0	0	2	3
交付していない		0	1	0	3	2	6
合計		4	4	4	10	4	26

(注) 当局の調査結果による。

#### イ 市における受付票の様式の作成・交付例

市における受付票の様式の作成・交付例は以下のとおり、請求者にとって分かりやすい受付票となるよう工夫している例がみられた。

- ① b 市は、請求者に対し、受付票の交付が必要と考えたが、県が作成したチラシは受付日の記載欄がなかったことから、県が作成したチラシと

受付票の 2 枚を請求者に渡すよりも、1 枚にまとめた方がよいと考え、県が作成したチラシの様式に、申請受付日を記載する欄や審査完了まで 1 年以上かかる旨などを加えた様式を作成し、請求者に交付している（別添資料 2 参照）。

- ② c 市は、県が作成したチラシの内容を参考に、裁定が下りるまでの期間について下線付きで記載しているほか、受付日欄を設けた市独自の受付票の様式を作成している（別添資料 3 参照）。

#### ウ 受付票等に記載されている内容等

受付票等を交付している 20 市について、その記載内容を確認した結果、図表 4 のとおり、受付日の押印又は記載欄を設けるなどして、受付日が分かるようにしている市が 15 市みられた。そのうち受付日の押印欄等を設けた受付票の様式を作成している B 県及び D 県の調査対象市では、当該様式をそのまま活用している例が多くみられた。

さらに、当該 20 市のうち、受付票等に国債交付までの期間を記載している市が 11 市みられた一方、国債交付までの期間を具体的に明示せず、「しばらく」と記載している市が 9 市（いずれも D 県及び E 県が示した様式を活用）みられた。

図表 4 20 市の受付票等に記載されている内容

(単位：市)

区分	受付日の押印又は記載欄	請求から国債交付までの期間の明示
有	15	11
無	5	9 (「しばらく」と記載)
計	20	20

(注) 当局の調査結果による。

なお、受付票等を交付していない市における交付していない主な理由は、以下のとおりである。

- ・ 事務処理の際、参考にしている「第 11 回特別弔慰金事務処理マニュアル」（厚生労働省社会・援護局援護・業務課）に受付票等についての記載がないため。
- ・ 第 10 回特別弔慰金と同様の手順で実施していたため。
- ・ 請求の情報を台帳で管理しており、請求者から問合せがあった際には、すぐに対応可能であるため。
- ・ 特に理由はないが、請求者から申請書の写しを求められた場合は、申

請書に收受印を押したものの写しを交付している。

(4) 県における請求書の審査状況

ア 審査件数、審査体制等

調査対象5県は、第11回特別弔慰金において、各県10,000件から19,000件の請求を裁定することを見込んでおり、これを5人から8人の担当者が審査している状況である。

イ 請求書の審査状況

調査時点（令和4年1月現在）における調査対象5県の請求書の審査着手状況については、①市町村の受付順に着手（1県）、②他の都道府県に進達するものを優先して審査に着手し、それ以外は県での受付順に着手（2県）、③請求書類の受付が集中した時期には、他県から進達された書類で相当の日数が経過しているものについて、市町村受付順に審査を優先したほか、他の都道府県に進達すべき書類については、請求受付時に振り分けし、優先的に処理（1県）などの工夫を行い、審査期間の平準化を図っている例がみられた。

しかし、図表5のような理由から、特別弔慰金の審査・裁定には長期間を要しているのが実態である。

図表5 特別弔慰金の審査・裁定に長期間を要する理由

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 請求受付開始直後から請求が集中したため、事務処理が追いつかず、一部に裁定まで8か月を超えたものがあった。</li><li>○ 裁定を行う都道府県（戦没者等の除籍時都道府県）と請求者の居住都道府県が異なるものについて、請求者の居住都道府県から当県への書類の送付に時間を要するケースがある。</li><li>○ 必要書類に不備があり、請求者に補正依頼をしているが、回答が遅れている場合、時間を要する（請求者の居住市区町村等に対し、定期的に督促を行う。）。</li><li>○ 過去の受給に疑義が生じ、職権での戸籍取得や厚生労働省への照会等を行っている場合、時間を要する。</li></ul> |
|---|

(注)1 当局の調査結果による。

2 「長期間」とは、8か月以上の期間を想定している（都道府県での裁定後の国の手続（財務省及び日本銀行による国債発行の手続）に3か月から4か月かかることから、市町村での請求書受付から国債交付まで、1年以上の期間を要することになる。）。

(5) 市における請求者に対する裁定結果の通知状況

調査対象 26 市における請求者に対する裁定結果の通知状況をみると、県から裁定通知を受けた段階で、請求者に対して、当該通知の写しとともに、国債交付時期を記載した文書を送付している市が 1 市（d 市）のみとなっており、県から裁定通知を受けた段階で、請求者に通知せず、国債の交付が可能となった段階で初めて請求者に通知している市が 25 市みられた。当該 25 市は、その理由について、裁定結果の連絡をすることで、請求者が国債をすぐに受領できると誤認し、かえって混乱を招くことを挙げている一方、前述の d 市では、国債交付時期を記載した文書を送付することによる支障は特段ないとしている（別添資料 4 参照）。

#### 4 関係機関の意見

(1) 受付票等の様式を作成している県は、作成の経緯・理由等について、以下のとおり、国債交付までに時間を要することをあらかじめお知らせすること、請求者の理解を得ることなどが主な目的であるとしている。

- ① 第 10 回特別弔慰金の受付時に、裁定結果等についての問合せが多く寄せられたことから、期間を要する旨をあらかじめお知らせするため（C 県）。
- ② 制度上、国債交付まで時間を要することから、請求者の理解を得るため（B 県）。
- ③ 裁定までの流れや国債が手元に届くまで時間がかかることを説明するため（D 県）。

(2) 一方、受付票等の様式を作成していない F 県は、その理由について、特別弔慰金の請求受付は市町村の負担が大きく、受付票の交付を全市町村に依頼することはさらなる負担になるためと説明している。

ただし、当局において、受付票を交付している複数市に、受付票の交付に伴う事務作業について聴取した結果、特段負担が生じている状況は確認できなかった。

(3) また、受付票等の様式に記載する事項については、当該様式を作成している県は、以下のとおり述べている。

- ① 県作成チラシに、受付日の押印又は記載欄を設けることについては、市町村によっては、受付日が分かる独自様式を作成するなどの対応を行っていることから、一律で県で示すよりも、市町村の今のやり方で実施しつつ、実施していないところについては、県作成チラシに市町村受付印を押印し配布することも有効。しかし、県作成チラシに事務フローを追加することは、情報過多になることで混乱を招くおそれがあり、高齢者である請求者



の利益につながるとは考えにくい（C 県）。

② 受付票の様式に具体的な期間の見込みを追加することは、案件によって事実認定に難易差があり困難であるため、必要性はない。「しばらくお待ちいただくことが予想されます」という記載にとどめておいた方がよい（D 県）。

③ 県が作成した参考様式に、受付年月日を記載する欄を追加することについては、請求者がいつ請求したか確認できるようにするためには必要と考えるが、具体的な期間の見込みを記載することは、事実認定に難易差があることから難しい（E 県）。

ただし、②、③については、D 県及び E 県の調査対象市の大半は、請求から国債交付までの期間について、口頭で具体的に説明している。

## 5 行政苦情救済推進会議の主な意見

① 請求書受付時の受付票の交付については、市町村によって対応が区々となっている状況が見受けられるが、特別弔慰金の請求者の大半は高齢者であることを考慮すると、行政サービスの観点から、請求者の立場に立って、受付票を交付するのが望ましい。

② 受付票の様式に記載する事項は、i) 請求書を受け付けた日付が分かるよう、受付日の押印又は記載欄を設けることが必要であるほか、ii) 請求から国債交付までの期間については、「しばらく」というような抽象的な説明では、請求者は、どの程度の期間待てばよいのか想定しにくいと考えられるため、例えば、第 10 回特別弔慰金の支給実績から想定される期間や、「1 年以上かかる場合がある」と記載するなど、具体的な期間を挙げた説明が求められる。

③ 今回の調査において、県が受付票の様式を提示することにより、市町村が当該様式を活用しやすくしている例や、県が作成した受付票等の様式に修正を加えて活用している例、市独自に作成した受付票を交付している例など、請求者にとって分かりやすい受付票を交付している状況が確認できた。今回の調査結果により把握した推奨的な受付票の例を県に情報提供した上で、i) 県が受付票の様式を作成し、市町村に提示する、又は ii) 当該推奨的な受付票の例を市町村に周知することによって、市町村は、より一層、請求者に対してきめ細やかな対応が行えるのではないかと考えられる。

## 6 当局における措置方針

請求者への対応をより一層充実させる観点から、調査対象 5 県に対し、調査結果を参考連絡するとともに、全国的な課題であると考えられるため、総務省行政評価局に対して報告し、対応を依頼することとする。

## 7 参考連絡事項

特別弔慰金の請求受付開始直後の請求が集中した時期のもの、裁定を行う都道府県（戦没者等の除籍時都道府県）と請求者の居住都道府県が異なるもの、必要書類に不備があり、確認に時間を要するものについては、一時に大量に提出される特別弔慰金の審査事務の性格上、審査期間の長期化が避けられない状況である。

特別弔慰金については、その請求者のほとんどが高齢者であることから、請求者の不安を軽減するため、市町村での請求受付に当たって、きめ細やかな対応が求められる。

今回の調査において、県が受付票の様式を提示することにより、市町村が当該様式を活用しやすくしている例や、県が作成した受付票等の様式に修正を加えて活用している例、市独自に作成した受付票を交付している例など、請求者にとって分かりやすい受付票を交付している状況が確認できた。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、請求者への対応をより一層充実させる観点から、今回の調査により把握した県・市における推奨的な受付票の作成例等について、調査対象5県に対し、参考連絡をするものである。

なお、市町村に対し、請求受付時における受付票の交付の検討を促すに当たっては、次の①、②のいずれかの方法が考えられる。

- ① 受付日の押印又は記載欄、請求から国債交付までの具体的な期間を盛り込んだ受付票の様式を作成し、市町村に対し当該様式を提示する。
- ② 当該推奨的な受付票の例を市町村に周知する。

【別添資料】

※県・市提出資料による（赤枠線は当局が付した。）。

受付票の様式

1 B 県 第十一回特別弔慰金 請求受付票

(表面)

### 第十一回特別弔慰金 請求受付票

請求者 \_\_\_\_\_ 様

令和 年 月 日  
(受付印)

特別弔慰金の請求を受け付けました。

<ご連絡>

- ① 本票は、国債を受領するときまで保管してください。
- ② 受付後、書類審査等で不足している書類があった場合、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ③ 受付後、転居・転出される場合には、受付窓口までご連絡ください。
- ④ この制度は、多くの関係機関を経由するため、国債がお手元に届くまでしばらくお待ちいただくこととなります。  
できる限りの早期処理に努めておりますのでご理解願います。
- ⑤ 事務は、戦没者等が死亡当時本籍のあった都道府県が担当します。そのため、戦没者等の本籍地が 県外の場合、県内本籍の方よりさらに時間がかかります。

<事務の流れと所要期間(参考)・・・1年から1年半程度>

請求者	請求書の提出	1か月程度
市町村(支所)	請求書受付、 県に送付	
県	請求書受付、審査、裁定	約6か月(前回から継続) 約10か月(新規請求) ※あくまで前回実績による目安です
厚生労働省	国債発行請求	
財務省	国債発行令達	3~4か月
日本銀行	国債発行(代理店が交付)	
市町村	国債の受領	1か月
請求者	国債の受領	

請求受付窓口(問い合わせ先)  
県〇〇市△△△課  
電話:XXXX-XX-XXXX

(裏面) (抜粋)

<よくある質問、問い合わせ>

Q2 請求してから国債の交付までどのくらい時間がかかるか。また、途中で進行状況などの連絡はあるか。

A2 前回の特別弔慰金交付時の例を見ると、請求書の受付から国債の交付までは概ね1年かかっています。その中には、請求から国債交付まで、1年6か月近くお待ちいただいた例も多数ありました。

2 b市 第十一回特別弔慰金を請求された方へ

※赤枠部分が、県が作成したチラシの様式に市独自に修正を加えた箇所

申請受付日：令和 年 月 日

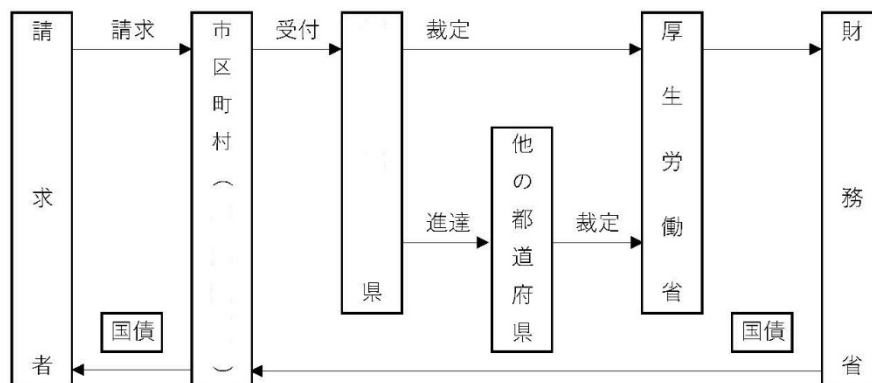
課で受け付けました。

第十一回特別弔慰金を請求された方へ

【ご連絡】

1. 受付後、書類審査等で不足書類があった場合には、追って提出していただくことがあります。
2. 特別弔慰金裁定事務は、戦没者等が除籍時に本籍があった都道府県が担当します。そのため、他の都道府県本籍の方は、県本籍の方より多少、時間がかかりますがご了承ください。
3. この特別弔慰金は、一時に多数の方が申請されますので、国債はお手元に届くまで暫くお待ちいただくことが予想されます。できる限り早期処理に努めますのでご理解ください。 ※審査完了まで1年以上かかることがあります。
4. 発行された国債は、課窓口での手渡しとなります。  
**受け渡しの準備ができ次第、お手紙でご案内しますのでそれまでお待ちください。**
5. お手元に届いた国債は、請求書に記入していただいた金融機関で、令和3年4月15日から5年間、毎年5万円ずつ償還することができます。

【事務の簡単な流れ】



【担当窓口】

市 課 係

電話番号：

(内線 )

3 c 市 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求をされた方へ

第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求をされた方へ

受付日 \_\_\_\_\_

**□ 裁定（可決・却下）がおきるまでの期間**

本日受付した請求書は、県の審査で数か月～1年半程度の期間を要し、  
国での国債発行などが完了するまで、さらに3～4か月程度かかります。

また、過去に請求歴がなく、軍歴などの事実確認に時間を要する場合や  
他県での裁定対象者となる場合などには、さらに裁定までの期間が上乘せ  
され、2～3年の期間を要する場合があります。

裁定結果判明までの期間は個人差がありますので、ご了承ください。

**□ 追加書類の提出について**

審査の過程で追加書類の提出をお願いする場合があります。

**□ 可決裁定（請求が認められた）場合の国債交付**

上記の裁定があり、国債交付の準備ができ次第、市から請求者あてに  
郵送で国債の受取り方法について通知しますので、通知をお待ちください。

**□ 却下裁定（請求が認められなかった）場合**

却下となった場合には、却下裁定通知書を郵送します。

却下裁定に不服があり、国に対し審査請求をする場合は、処分（却下裁  
定）を知った日の翌日から3か月以内に審査請求を行う必要があります。

審査請求の方法等については、市 課へお問合せください。

**□ その他**

本請求後に、請求者の方の身上に変更（死亡・転居など）があった場合に  
は、市 課へご連絡ください。

（うら面につづく）

4 d 市 第十一回特別弔慰金の裁定結果について

第 号  
令和 4 年 1 月 日

第十一回特別弔慰金請求者各位

市長  
( 公 印 省 略 )

第十一回特別弔慰金の裁定結果について

標記のことについて、別添のとおり裁定されましたので通知いたします。  
国債を交付する日時及び手続き等については、後日改めて文書で通知いたします。国及び日本銀行での手続きに時間がかかるため、**実際に国債が交付されるのは、2～3ヶ月後になる見込みです**のでご了承ください。

担当 市 部 課  
電話